業務を行う体制の概要

1 販売又は授与する医薬品の区分

指定医薬品以外の医薬品

2 店舗の営業時間及び営業時間外で相談を受ける時間

曜日	店舗の営業時間**	営業時間外相談応需時間

[※] 店舗の営業時間:店頭販売又は特定販売いずれかを行っている時間を記載する。